

令和6年度
事業報告書

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会
岐阜県運営適正化委員会

は じ め に

岐阜県運営適正化委員会は、社会福祉法第83条の規定に基づき、平成12年岐阜県社会福祉協議会に設置されました。福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保を図るとともに、福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決することを目的として、公正・中立的な第三者機関として活動を展開してきました。

運営適正化委員会は二つの合議体を有し、その一つである「運営監視合議体」においては、福祉サービス利用援助事業の実施状況について、岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センターから定期的に報告を受け、当該事業を実施する市町村社会福祉協議会への現地調査を実施し、必要な助言等を行い、適正な事業運営が図られるよう努めてきました。

二つ目の「苦情解決合議体」においては、利用者からの苦情、相談に応じた必要な助言等、解決に向けた取組みに努めました。また、各事業所には苦情解決制度を周知するためのポスター等を配布するとともに、事業所を対象とした福祉サービス苦情解決研修会を開催しました。

本事業報告書は、令和6年度における本委員会の活動状況をまとめたものです。

福祉サービス提供事業者をはじめ関係機関の皆さまには、今後とも本委員会の事業推進に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月

岐阜県運営適正化委員会

委員長 平松 卓也

令和 6 年度 運営適正化委員会事業報告

岐阜県運営適正化委員会は、社会福祉法第 8 3 条に基づき福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決することを目的として、次の事業を実施した。

1 委員会の運営

(1) 運営適正化委員会の開催

- | | | |
|-------|-----|--|
| 第 1 回 | 期 日 | 令和 6 年 5 月 2 4 日 |
| | 場 所 | 岐阜県福祉・農業会館 |
| | 議 題 | ・ 令和 5 年度事業報告について
・ 令和 6 年度事業計画について |
| 第 2 回 | 期 日 | 令和 6 年 7 月 2 9 日 |
| | 議 題 | ・ 委員長及び副委員長の選任について
・ 運営監視合議体、苦情解決合議体委員の指名について
・ 運営適正化委員会の役割と現況について |
| 第 3 回 | 期 日 | 令和 7 年 3 月 2 5 日 |
| | 場 所 | 岐阜県福祉・農業会館 |
| | 議 題 | ・ 令和 7 年度事業計画及び収支予算について
・ 令和 7 年度委員会及び各合議体の開催計画について |

(2) 苦情解決合議体の開催

- | | | |
|-------|-----|---|
| 第 1 回 | 期 日 | 令和 6 年 5 月 2 4 日 |
| | 場 所 | 岐阜県福祉・農業会館 |
| | 議 題 | ・ 苦情申出の案件について（4 月、5 月期）
・ 相談等の受付案件について（4 月、5 月期） |
| 第 2 回 | 期 日 | 令和 6 年 7 月 2 9 日 |
| | 議 題 | ・ 委員長及び副委員長の選任について
・ 苦情及び相談案件の報告について（6 月、7 月期） |
| 第 3 回 | 期 日 | 令和 6 年 9 月 3 0 日 |
| | 場 所 | 岐阜県福祉・農業会館 |
| | 議 題 | ・ 苦情申出の案件について（8 月、9 月期）
・ 相談等の受付案件について（8 月、9 月期）
・ 令和 6 年度福祉サービス苦情解決研修会について |

- | | | |
|-----|-----|--|
| 第4回 | 期 日 | 令和6年11月25日 |
| | 場 所 | 岐阜県福祉・農業会館 |
| | 議 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情申出の案件について（10月、11月期） ・相談等の受付案件について（10月、11月期） |
| | | |
| 第5回 | 期 日 | 令和7年1月27日 |
| | 場 所 | 岐阜県福祉・農業会館 |
| | 議 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情申出の案件について（12月、1月期） ・相談等の受付案件について（12月、1月期） ・福祉サービス苦情解決研修会の成果と課題について |
| | | |
| 第6回 | 期 日 | 令和7年3月25日 |
| | 場 所 | 岐阜県福祉・農業会館 |
| | 議 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情申出の案件について（2月、3月期） ・相談等の受付案件について（2月、3月期） ・令和7年度福祉サービス苦情解決研修会開催骨子について ・令和7年度苦情解決体制整備にかかる巡回訪問について |

（3）運営監視合議体の開催

- | | | |
|-----|-----|---|
| 第1回 | 期 日 | 令和6年5月24日 |
| | 場 所 | 岐阜県福祉・農業会館 |
| | 議 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度福祉サービス利用援助事業実績報告について ・令和6年度現地調査の計画について |
| | | |
| 第2回 | 期 日 | 令和6年7月29日 |
| | 議 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選任について ・福祉サービス利用援助事業に関する現地調査等について |
| | | |
| 第3回 | 期 日 | 令和7年1月27日 |
| | 場 所 | 岐阜県福祉・農業会館 |
| | 議 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度現地調査の結果について ・令和6年度書面調査の結果について |
| | | |
| 第4回 | 期 日 | 令和7年3月25日 |
| | 場 所 | 岐阜県福祉・農業会館 |
| | 議 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・県社協あて通知文発出後の経過報告について ・令和7年度の現地調査計画について |

2 苦情解決事業の実施

苦情・相談等の受付及び解決の状況

ア) 苦情の受付方法の内訳

方 法	電 話	来 所	メー ル	計
件 数	7 3	7	7	8 7

イ) 苦情解決の方法

苦情解決の主な方法は、関係機関の紹介と事業所への伝達である。

項 目	苦 情						相 談 等 B	合 計 A+B
	受 付 A	苦 情 解 決 の 方 法						
		関係機関 の紹介	事業所への 伝達	助 言	通 知	その他		
件 数	8 7	2 4	3 6	1 6	1	1 0	3 9	1 2 6

ウ) 苦情及び相談等の申出人の内訳

苦情 8 7 件の申出人は利用者とその家族で 8 3 件（9 5 %）を占めている。

区 分	利用 者		家 族		代 理 人		職 員		そ の 他		計	
	苦 情	相 談 等	苦 情	相 談 等	苦 情	相 談 等	苦 情	相 談 等	苦 情	相 談 等	苦 情	相 談 等
高 齢 者	2	0	2 1	5	0	0	0	1	0	4	2 3	1 0
障 が い 者	3 3	9	1 0	0	0	0	1	3	3	5	4 7	1 7
児 童	0	0	1 3	1	0	0	0	3	0	1	1 3	5
そ の 他	4	2	0	1	0	0	0	2	0	2	4	7
合 計	3 9	1 1	4 4	7	0	0	1	9	3	1 2	8 7	3 9

エ) 過去 3 年間の苦情等受付件数の推移

年 度	苦 情	相 談 等	合 計
令和 3 年度	5 8	1 2	7 0
令和 4 年度	7 6	1 9	9 5
令和 5 年度	6 5	5 4	1 1 9

3 広報・啓発活動事業

事業所等における苦情受付体制を周知するためのポスター及びチラシを希望する福祉サービス提供事業所に配布した。また、県社会福祉協議会のホームページに事業報告書等を掲載した他、広報紙「福祉だよりぎふ」に運営適正化委員会の役割や苦情解決体制整備の促進に向けた記事を掲載した。

4 研修事業

社会福祉事業所の職員、苦情解決責任者及び第三者委員を対象に、苦情に対する捉え方や具体的な解決への進め方等についての知識と技法の向上を目的に研修会を開催した。

期 日 令和6年12月4日 オンライン開催

参加者 294名

内 容 講義と演習「クレームへの基本姿勢とカスタマーハラスメント対策」

株式会社ツクイスタッフ 喜山 志津香 氏

5 福祉サービス利用援助事業に関する現地調査等の実施

福祉サービス利用援助事業を実施する市町村社協を対象に運営監視合議体委員、委員会事務局、県社協事業担当者が訪問し、利用契約書、支援計画書、援助記録票、通帳と印鑑の受取記録簿等の点検と聞き取り調査を行った。

ア) 現地調査の実施

調査期日	調査先（実施社協）
10月10日	飛騨市社会福祉協議会
10月10日	高山市社会福祉協議会
10月16日	土岐市社会福祉協議会
10月16日	中津川市社会福祉協議会
11月14日	羽島市社会福祉協議会
11月19日	輪之内町社会福祉協議会
11月19日	各務原市社会福祉協議会
11月28日	山県市社会福祉協議会
11月28日	揖斐川町社会福祉協議会

イ) 書面調査の実施

調査期日	調査先（実施社協）
12月 6日	下呂市社会福祉協議会

現地調査及び書面調査実施後に開催した運営監視合議体において調査結果等について共有し、改善等を必要とする社会福祉協議会については、県社会福祉協議会あて文書により通知した。

令和6年度 苦情の概要・対応等一覧

番号	苦情・相談	利用者	苦情の概要	対応等
	受付方法	申出人		
1	苦情	高齢者	親が入居している施設職員の関わり方、対応についての苦情が繰り返される。	施設長への伝達と事情の聞き取り。
	電話	家族		
2	苦情	高齢者	施設退居後に原状回復費用が請求されているが、入居契約書自体が無効ではないか。	施設長への伝達と事情の聞き取りをした。委員長（弁護士）と相談したうえで、申出人に連絡した。
	来所	家族		
3	苦情	障害者	入所者の親が本人口座からの出金を要求し、その対応に苦慮している。	施設に対して事情の聞き取りをした。委員長（弁護士）と相談したうえで、申出人に連絡した。
	来所	職員		
4	苦情	障害者	利用しているサービスの時間増を要望したが対応してもらえない。	当該事業所へ伝達し、その理由を確認したうえで、申出人に連絡した。
	電話	本人		
5	苦情	児童	登園時における保護者の対応に変更があったことについて、事前の説明がない。	当該保育園へ伝達し、事情の聞き取りをしたうえで、申出人に連絡した。
	電話	家族		
6	苦情	児童	送迎時における発生事案について、事実確認と原因究明を求めたが対応が遅い。	当該事業所へ伝達し、事情の聞き取りをしたうえで、申出人に連絡した。
	電話	家族		
7	苦情	児童	送迎時の運転手の交代を要望しただけなのに、サービスの利用を打ち切られた。	当該事業所へ伝達し、事情の聞き取りをしたうえで、申出人に連絡した。
	来所	家族		
8	苦情	高齢者	担当のケアマネと一度も会ったことも話したこともない等。	申出人の希望はケアマネの交代であり、相談連絡窓口を紹介した。
	電話	家族		
9	苦情	障害者	面接した結果「採用」と言われたが、後日「不採用」の連絡があった。	当該事業所の責任者と申出人の話し合いの場を設定し解決に至った。
	電話	家族		
10	苦情	障害者	事業所における支援員の不手際等によりサービス利用を解約せざるを得なくなった。	当該事業所における事情確認等をしたうえで、申出人に連絡した。
	電話	家族		
11	苦情	障害者	サービス利用している事業所の職員から「やる気があるのか」と注意され落ち込んだ。	相談支援専門員への相談等について助言した。
	電話	本人		
12	苦情	高齢者	入所中の利用者宅に家族の了解を得ずにケアマネが敷地内に入ったのは不適切である。	当該事業所に伝達した結果、謝罪の意を表されたので、その旨を申出人に連絡した。
	電話	家族		
13	苦情	児童	サービス提供時間が長くなる旨の通知が届いたがさほど変わらない。これは適切な運営なのか。	関係機関へ照会した内容を申出人に伝達するとともに指導監督機関を紹介した。
	電話	家族		

番号	苦情・相談	利用者	苦情の概要	対応等
	受付方法	申出人		
14	苦情	障害者	利用している事業所へ架電したが、一方的に切られたことが数回続いた。	当該事業所へ伝達した結果、「しっかり対応する」との回答を得たので、申出人に連絡した。
	電話	本人		
15	苦情	障害者	利用している事業所から嫌がらせを受けている。	相談支援専門員を通じて、指導監督機関へ伝達した。
	電話	本人		
16	苦情	児童	新たなサービスを提供すると聞いたが、実際は違っていた。	指導監督機関を紹介した。
	電話	家族		
17	苦情	障害者	利用している事業所へ感想や要望を伝えたいが対応してくれない。	当該事業所へ伝達し、事情の聞き取りをしたうえで、申出人に連絡した。
	電話	本人		
18	苦情	障害者	利用している事業所からパワーハラスメントを受けている。	指導監督機関を紹介した。
	電話	本人		
19	苦情	障害者	利用していた事業所を辞めさせられた理由を知りたい。	当該事業所へ伝達し、事情の聞き取りをしたうえで、申出人に連絡した。
	電子メール	本人		
20	苦情	高齢者	事業所の職員の対応がよいくない。	当該事業所へ伝達した。
	電話	家族		
21	苦情	障害者	利用している事業所から嫌がらせを受けている。	利用者家族の働きかけにより、事業所との話し合い(謝罪等)の場が設けられた。
	来所	家族		
22	苦情	高齢者	施設職員の接し方に不満がある。	当該施設に苦情解決の仕組みがあることを助言した。
	電話	家族		
23	苦情	障害者	事業所からの連絡等、対応が不十分に感じる。	事業所との話し合いにより解決するよう助言した。
	電話	家族		
24	苦情	高齢者	施設を退居した際、原状回復費用が請求されたが支払う必要があるのか。	支払い可否の判定をする機関ではないことを説明し、他の関係機関を紹介した。
	電話	家族		
25	苦情	その他	職員の対応が酷すぎる。	指導監督機関を紹介した。
	電話	本人		
26	苦情	障害者	事業所の利用者に対する関わり方が、利用者によって特別扱いしているように感じる。	事業所を対象に事情調査を行い、その内容について申出人に連絡した。
	電話	本人		
27	苦情	障害者	契約書に記載されている就労時間より短い日が多い。	指導監督機関を紹介した。
	電話	家族		

番号	苦情・相談	利用者	苦情の概要	対応等
	受付方法	申出人		
28	苦情	障害者	利用している事業所に職員としてふさわしくない人がいる。	事業所への伝達及び居住地域の障害福祉課への相談を希望されず。傾聴対応のみ。
	電話	本人		
29	苦情	高齢者	ケアマネは家族への説明や連絡なしで提供するサービスを手配できるのか。	当該事業所の事情調査を実施し、その結果を申出人に報告した。
	電子メール	家族		
30	苦情	障害者	他の利用者の利用停止勧告を通知してほしい。	当該事業所の苦情解決責任者へ伝達し、今後の事業所運営の一助とするよう要請した。
	電子メール	利用者		
31	苦情	障害者	利用している事業所の職員の態度に困っている。	当該職員に伝達した。
	電話	本人		
32	苦情	障害者	利用している事業所からパワハラを受けたような感覚。	継続対応中に申出人が精神科の病院へ入院されたため、一旦終了。
	電話	本人		
33	苦情	障害者	職員の対応や態度が嫌がらせとしか思えない。	当該事業所と話し合いの場を設けることを提案したが希望されず。
	電話	本人		
34	苦情	障害者	職員の対応が悪い。	当該事業所への伝達と繰返される苦情への対応（傾聴）
	電話	本人		
35	苦情	児童	利用料明細の交付を請求し続けているが、未だに対応してもらえない。	事業所への伝達及び指導監督機関への相談を提案したが、いずれも希望されず。
	来所	家族		
36	苦情	高齢者	施設職員の乱暴な言動に悩んでいる。	当該施設へ事情調査を実施したが事実として認定できなかった。
	電話	本人		
37	苦情	児童	施設職員の態度がよろしくないのので、指導監督機関へ申し出た。運営適正化委員会からも伝えてほしい。	指導監督機関へ伝達するとともに情報を共有した。
	電話	家族		
38	苦情	高齢者	突然、契約解除通知書が届き、近日中の退居を迫られている。	指導監督機関を紹介した。
	電話	家族		
39	苦情	障害者	制作品品の納品先に対して、障がい者に対する合理的配慮を求めているが対応してくれない。	当時者による話し合いの場を設定した。
	電話	本人		
40	苦情	児童	園児によって対応が異なり不快である。	当該事業所の苦情解決の仕組みがあるとを説明し相談することを提案した。
	電話	家族		
41	苦情	児童	園児同士のトラブルについて、保護者や園の対応が適切でない。	当時者による話し合いの場を設定した。
	電話	家族		
42	苦情	高齢者	施設職員の利用者及び職員に対する態度が厳しすぎる。	当該施設に事情調査を実施し、今後の改善に向けた対応を要請した。
	電話	家族		

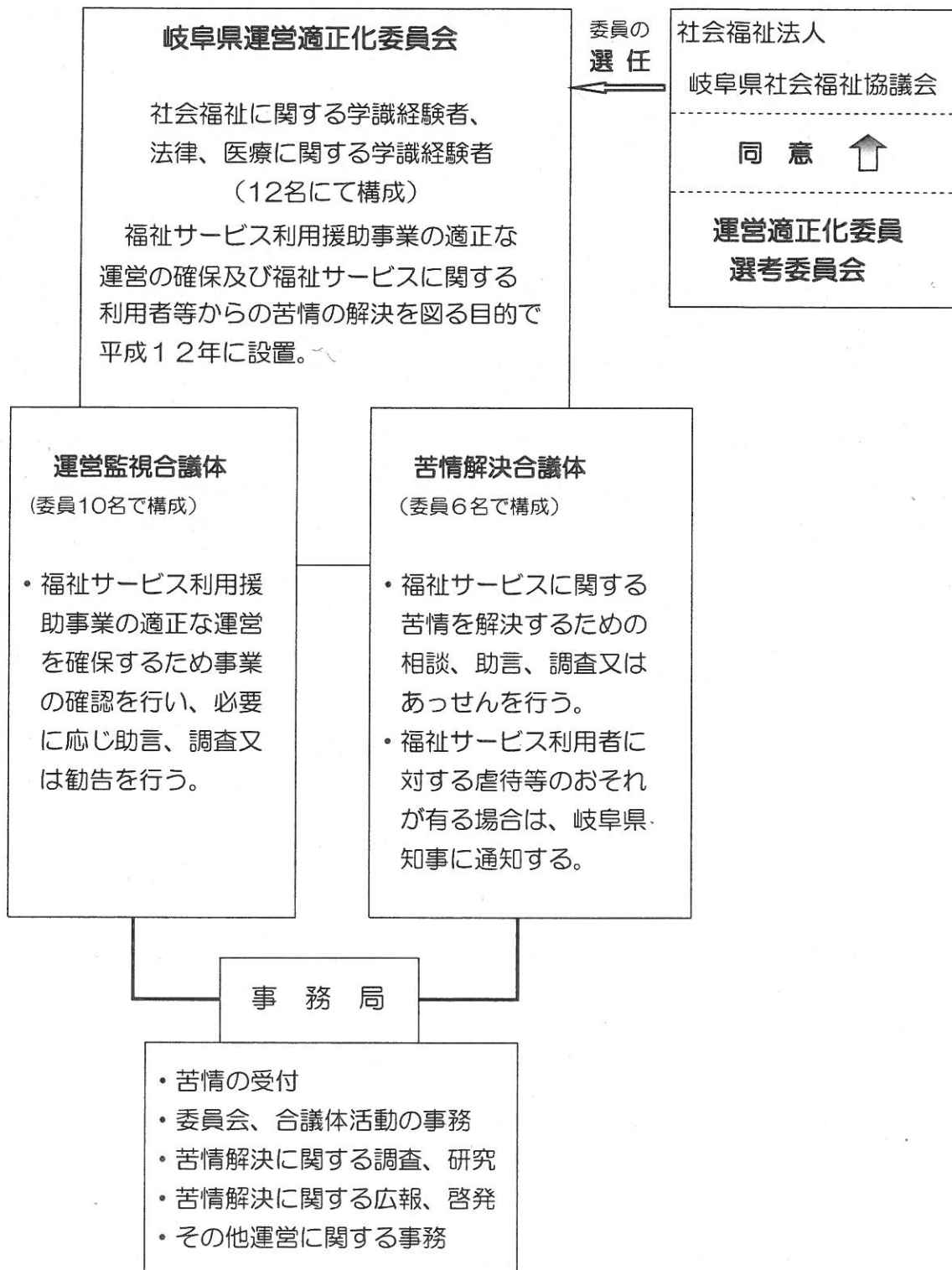
番号	苦情・相談	利用者	苦情の概要	対応等
	受付方法	申出人		
43	苦情	児童	利用者にとっては平熱であるが、迎えに来るよう言われた。	当時者による話し合いの場を設定した。
	電話	家族		
44	苦情	障害者	グループホーム退居後、荷物を取りに行くとなかった。	当事者家族から再度施設に確認するよう助言した。
	電話	その他		
45	苦情	障害者	グループホーム退居後、所有物がすり替えられていたことが判明した。	施設長に調査結果を確認するよう助言した。
	電話	家族		
46	苦情	障害者	生活が経済的に厳しいと相談したが、言葉かけがひどい。	当該事業所の苦情解決の仕組みがあるとを説明し相談することを提案した。
	電話	本人		
47	苦情	児童	事業所の対応に疑問や不満がある。	当該事業所へ申出内容を伝達した。話し合いの場を設けることを提案したが希望されず。
	メール・電話	家族		
48	苦情	障害者	利用者が事業所の指導員に罵声を浴びせている状態が長期化し、ストレスを抱えている。	当該事業所へ伝達し、解決方法を提案した。
	電子メール	本人		
49	苦情	高齢者	利用者の状態や家族の意向に沿ったケアプランを作成していない。	当該事業所へ申出内容を伝達した。
	電話	家族		
50	苦情	障害者	契約解除に応じてくれない。	申出人と連絡とれず。
	電話	本人		
51	苦情	高齢者	施設職員の対応が悪い。	指導監督機関を紹介した。
	電話	家族		
52	苦情	児童	事業所職員の対応に疑問を感じる。	事業所へ苦情申立てすること自体に心理的負担があるとの意向をふまえ、事業所への伝達は見合わせた。
	電話	家族		
53	苦情	障害者	事業所の対応に疑問や不満がある。	当該事業所へ申出内容を伝達し事情調査を実施した。
	電話	家族		
54	苦情	障害者	困っていることを相談するが助けてもらえない。	当該事業所へ申出内容を伝達し事情調査を実施した。
	電話	本人		
55	苦情	高齢者	施設入所者の金銭管理(管理料)の支援が納得できない。	当該地域の介護保険担当課へ相談するよう助言した。
	電話	家族		

番号	苦情・相談	利用者	苦情の概要	対応等
	受付方法	申出人		
56	苦情	高齢者	施設入所者の薬代が高額であることを理由に退去を求められ困っている。	相談対応のための情報を収集し、適切な相談窓口を紹介した。
	電話	家族		
57	苦情	障害者	トライアル雇用期間中の情報が開示され、立場が悪くならないか不安。	事業所に対して事情調査を行うとともに、今後のことについて助言した。
	電話	本人		
58	苦情	高齢者	介護支援専門員の行為として納得がいけない。	事業所を対象に事情調査を行い、申出人に対しては話し合いの場への参加を提案した。
	電話	家族		
59	苦情	その他	特定職員の言い方がきついし、他の利用者の個人情報をお口外するのでストレスを感じる。	当該事業所へ申出内容を伝達し事情調査を実施した。
	電話	本人		
60	苦情	その他	当該事業所に苦情の申し出をしたら謝罪あったが、担当を代えてほしい。	職員の交代や処罰する権限がないことを説明し、当該職員の上司に相談するよう助言した。
	電話	本人		
61	苦情	高齢者	母親の介護について相談しようとして電話したが、対応してくれない。	当該事業所へ申出内容を伝達し事情調査を実施した。
	電話	家族		
62	苦情	障害者	事業所へ相談に行った際に、訳もなく胸ぐら掴んで殴られた。	当該事業所へ申出内容を伝達し事情調査を実施した。
	電話	本人		
63	苦情	障害者	インフルエンザは陰性だったが医師より就労を控えるよう指示があり、事業所へ伝えたが出勤するよう言われた。	当該事業所へ申出内容を伝達し事情調査を実施した。
	電話	本人		
64	苦情	高齢者	施設入所中の母親に会いに行ったが断られた。	弁護士に相談中であり、当委員会への来所相談を希望された。(連絡待ち)
	電話	家族		
65	苦情	高齢者	担当ケアマネをつうじて事業所へ苦情を言ったが、その対応がひどすぎる。	事業所への伝達を希望されないため、県の相談機関を紹介した。
	電話	家族		
66	苦情	障害者	同じ施設の利用者が熱を出し、職員に病院へ連れて行くようお願いしたが対応しない。	当該事業所へ申出内容を伝達し事情調査を実施した。
	電話	その他		
67	苦情	障害者	事業所の上司からパワハラその他、いじめられたり怒鳴られて精神的に滅入ってしまった。	指導監督機関を紹介した。
	電話	本人		
68	苦情	障害者	利用している事業所に休業補償を求めたい。	申出内容を事業所へ伝達するとともに専門機関を紹介した。
	電話	本人		

番号	苦情・相談	利用者	苦情の概要	対応等
	受付方法	申出人		
69	苦情	高齢者	施設職員の説明等の対応に不信感がある。	指導監督機関を紹介した。
	電話	家族		
70	苦情	障害者	事業所職員の対応が酷すぎて納得がいかない。	申出内容が10年程前のことであるため傾聴した。
	電話	本人		
71	苦情	その他	施設職員の対応は人権侵害、パワハラであり、拳句の果てに施設を追い出された。	申出内容を施設へ伝達するとともに事情調査を実施した。
	電話	本人		
72	苦情	障害者	利用している事業所の職員から人格を否定されるようなことを言われた。	申出内容を事業所へ伝達するとともに事情調査を実施した。
	電話	本人		
73	苦情	障害者	事業所が定員以上に利用者を増やしており、作業スペースが手狭で困っている。	指導監督機関を紹介した。
	電話	本人		
74	苦情	高齢者	利用者の居室管理が行き届いていない。	利用者家族から施設に対して、居室管理や介護方法について要望するよう助言した。
	電話	家族		
75	苦情	障害者	利用している事業所職員の対応に疑問を感じる。	申出内容を事業所へ伝達するとともに事情調査を実施した。
	電話	本人		
76	苦情	児童	この春入園する子どもの成長発達に関して、繰り返し注文つけてくるので困っている。	指導監督機関を紹介した。
	電話	家族		
77	苦情	高齢者	入居の際に敷金を払ったが退去しても返還されない。	申出内容を事業所へ伝達するとともに事情調査を実施した。併せて利用者の対応について助言した。
	電話	本人		
78	苦情	高齢者	利用者が死亡したのは事業者の不適切な対応に起因するものであり、行政・民事・刑事の各責任を問いたい。	関係行政機関を紹介するとともに弁護士相談につないだ。
	来所	家族		
79	苦情	障害者	訪問ヘルパーが着用している衣服のにおいが原因で喘息のような状態になり辛い。	申出内容を事業所へ伝達するとともに事情調査を実施した。
	電話	本人		
80	苦情	障害者	利用している事業所の職員が「楽しく仕事をすればよい」と繰り返すので辛い。	申出人と連絡とれず。
	メール	本人		
81	苦情	障害者	事業所職員の不適切な対応により失業保険を受給できなくなった。	申出内容を事業所へ伝達するとともに事情調査を実施した。
	電話	本人		

番号	苦情・相談	利用者	苦情の概要	対応等
	受付方法	申出人		
82	苦情	障害者	事業所職員の職業指導が適切でない。	申出内容を事業所へ伝達するとともに事情調査を実施した。
	メール	本人		
83	苦情	障害者	訪問介護員が到着後30分間世間話をして仕事をしないので困っている。	事業所との話し合い(訪問介護員の交代)を推奨した。
	電話	家族		
84	苦情	高齢者	利用者が死亡するまでの間における施設職員の対応が不満である。	関係行政機関を紹介した。
	電話	家族		
85	苦情	障害者	利用者がある前でのあの発言は不愉快である。	申出内容を事業所へ伝達するとともに事情調査を実施した。
	電話	本人		
86	苦情	高齢者	施設職員よりいじめられたり嫌がらせを受けている。	申出人と連絡とれず。
	電話	家族		
87	苦情	障害者	食事の内容が酷くて粗末なので改善してほしい。	契約違反や虐待のおそれのある事案のため県へ通知した。
	来所	本人		

岐阜県運営適正化委員会の組織



岐阜県運営適正化委員会委員名簿

(任期 令和6年7月21日～令和8年7月20日)

区 分		氏 名	所 属 団 体 職 名	運営適正 化委員会	運営監視 合 議 体	苦情解決 合 議 体
社会福祉に関する学識経験者	公益代表	さとう まさのり 佐藤 政則	岐阜県民生委員児童委員協議会 理事	○	○	○
		よしだ ゆみ 吉田 由美	(一社)岐阜県社会福祉士会	○		副委員長 ○
		かじい さとる 梶井 悟	元 岐阜県中央子ども相談センター 所長	○	副委員長 ○	○
	福祉サービス利用 援助事業の対象者 を支援する団体代 表	たなか ますみ 田中 眞澄	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会 副理事長	○	○	
		たかぎ はつお 高木 初雄	(公社)認知症の人と家族の会 岐阜県支部 代表世話人	○	○	
	福祉サービス提 供者代表	こばやし つとむ 小林 勉	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	○	○	
		なか にし かん じ 中西 幹 司	岐阜県老人福祉施設協議会 副会長	○	○	
	法律に関する 学識経験者	ひらまつ たくや 平松 卓也	岐阜県弁護士会	委員長 ○	○	委員長 ○
はせがわ ひろやす 長谷川 浩康		名古屋税理士会	○	○		
たけうち さとし 竹内 聡		岐阜県司法書士会 副会長	○	○		
医療に関する 学識経験者	とりざわ ひでのり 鳥澤 英紀	岐阜県医師会 副会長	副委員長 ○	委員長 ○	○	
	かとう だいすけ 加藤 大輔	岐阜県精神保健福祉士協会 理事	○		○	
計		—	—	12名	10名	6名

